

7月3日に提出した「精神障がい者権利擁護システムの存続を求める請願書」をもとに府議会で作成された請願文書表。

請願第20号

精神障がい者権利擁護システムの存続に関する件

要 旨

府が6月5日に発表した大阪維新プログラム（案）に精神障がい者権利擁護システムの廃止が盛り込まれました。

精神障がい者権利擁護システムは、平成12年8月4日付けの府精神保健福祉審議会意見具申を受け、権利擁護システムの確立を図り、行政機関、第三者機関等が相互に連携したネットワーク活動を実施することにより、精神保健福祉の向上を図ることを目的とした制度であります。

また、本制度が、端緒となって精神科病院の環境改善と地域移行にも資する等の役割も果たしてきていることから、今後、府の取り組みをモデルとして国庫補助事業となった精神障がい者地域生活移行・自立生活サポート事業と両輪となって、精神障がい者の地域移行をさらに推進していくことが期待されている施策です。

については、精神障がい者の権利を擁護する施策が後退することのないよう、下記のとおり請願します。

記

- 精神障がい者権利擁護システムを存続すること。

請 願 者 大阪市天王寺区生玉前町5-33
大阪府障害者社会参加促進センター内
障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議
議長 楠 敏 雄 ほか 1人 4団体

紹介議員 浅田 均 花谷 充 愉 西脇 邦 雄
関 守 光澤 忍 三宅 史 明
阿部 誠 行 堀田 文 一 高辻 八 男
中岡 裕 晶 小沢 福 子 古川 照 人

受理年月日 平成20年7月3日

「請願」とは、府政（国政や市政等も同じ）に関して議会に要望できる制度です。請願書を出すためには、議員の紹介が必要です。